

【新規用】

令和 年 月 日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

奄美市長 殿

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日（施設利用開始日）		令和 年 月 日	
保護者	氏名	続柄	連絡先		住所
	フリガナ				
	氏名	続柄	連絡先		住所
	フリガナ				
子ども申請	氏名	続柄	生年月日		利用希望施設
	フリガナ		R 年 月 日		
認定種別	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)				左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。 ☐ 市民税非課税に該当
	☐ 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)				

保育を必要とする理由 ※該当する保護者に○をつけ、該当する□にレ点を付けて下さい。

父・母その他	☐ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障害	☐ 介護・看護	☐ 災害復旧	☐ 求職活動等	☐ 就学	☐ その他（ ）
父・母その他	☐ 就労	☐ 妊娠・出産	☐ 疾病・障害	☐ 介護・看護	☐ 災害復旧	☐ 求職活動等	☐ 就学	☐ その他（ ）
申請子どもの保護者及び同一生計同居者		フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日		就労・通学・通園先 又は単身赴任先		要介護認定又は障害者手帳
	1			T・S H・R 年 月 日				☐ 有
	2			T・S H・R 年 月 日				☐ 有
	3			T・S H・R 年 月 日				☐ 有
	4			T・S H・R 年 月 日				☐ 有
	5			T・S H・R 年 月 日				☐ 有
6			T・S H・R 年 月 日				☐ 有	

保育を確認する添付書類

保育を必要とする理由		必要書類	認定期間
1	就労されている方 (予定を含む)	就労証明書 (就労内定の場合はその証明を受けて下さい)	証明書で届出た就労が続いている間
	自営業協力者等の方	就労証明書及び源泉徴収票等の所得を確認できる書類 ※所得の確認が出来ない方は再度依頼する場合があります。	
2	出産前後の方	申立書及び母子健康手帳の写し (氏名と出産予定日が記載されているページ)	産前6週（多胎児は14週）から、 出産日から8週間を経過する日の 翌日が属する月末
3	保護者が学校教育法に 規定された学校や職業訓練 校に在学中の方	申立書及び在学証明書（カリキュラム） (入学予定の場合は合格通知等)	卒業（修了）予定日を迎える 月の月末まで
4	保護者が病気の方	申立書及び診断書（奄美市の様式）	完治等により事由が解消するまで
5	保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方… 申立書及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	完治等により事由が解消するまで
		交付を受けていない方… 申立書及び診断書（奄美市の様式）	
6	保護者が同居親族の 看護・介護をしている方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類 (診断書、介護保険証の写し等)	介護・看護を継続している間
7	保護者が求職中・ 起業活動中の方	求職活動申立書・ハローワーク相談カード等	求職活動開始から89日目 を迎える月の月末まで

※継続して利用している場合（妊娠・出産後）

8	育児休業法に基づく育児休業を取得している方	育児休暇証明書または就労証明書 (復帰予定日のわかるもの)	出産したお子様が1歳を迎える前日の属する月末まで ※保育所に入所を希望しているが入所できない場合は2歳を迎える前日の属する月末まで
9	出産前の勤務先に、出産後再雇用されることが決まっている方	離職票又は就労証明書 (出産前の勤務先が就労開始日を証明したもの)	

※認可外施設利用者の方

10	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
----	-------------------	-----------------------

申請から認定までの流れ

【幼稚園及び認定こども園の預かり保育を利用する方】

子育てのための施設等利用給付認定申請書に保育を必要とする添付書類を保護者分揃え、利用開始前までに利用する施設へ提出を行う。施設から市役所へ届けられ、保育担当課にて保育の必要とする書類等の確認をおこない、施設を通して施設等利用給付認定通知書にて通知いたします。

【認可外保育施設を利用する方】

子育てのための施設等利用給付認定申請書に保育を必要とする添付書類を保護者分揃え、利用開始前までに保育担当課へ提出する。保育担当課にて保育の必要とする書類等の確認をおこない、施設等利用給付認定通知書の送付により通知いたします。

有効期間について

・施設等利用給付認定通知書に記載の有効期間中のみ無償化対象となりますので、有効期間後も引き続き利用する場合は、有効期間終了後の20日までに支給認定変更届に保育を必要とする理由を確認する書類を添えて保育担当課までご提出ください。

・有効期間終了月の20日までに保育を必要とする理由を確認する書類の提出ができない場合は、支給認定変更届を有効期間終了月の20日までに提出し、保育を必要とする理由を確認する書類については翌月20日までにご提出ください。

有効期間内に保育を必要とする理由に変更があった場合

(例) 仕事を辞める、妊娠した、病気になり仕事をやめる、転職する、育児休業を取得する、就学する等

・申請時の保育を必要とする理由に変更がある場合は、変更となる月の前の月の20日までに支給認定変更届に保育を必要とする理由を確認する書類を添付して保育担当課までご提出ください。

・保育を必要とする理由がないにも関わらず、変更申請がなく利用している場合、無償化対象となった費用を返還していただくことがあります。